

四日市市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第24号

四日市市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市男女共同参画センター条例施行規則（平成8年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表第1（第4条関係） 使用許可申請を必要とする施設	別表第1（第4条関係） 使用許可申請を必要とする施設																		
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>会議室</td><td>44.07 m²</td></tr><tr><td>企画室</td><td>25.46 m²</td></tr><tr><td>調理室</td><td>48.24 m²</td></tr><tr><td>こどものへや</td><td>65.25 m²</td></tr></tbody></table>	施設名	面積	会議室	44.07 m ²	企画室	25.46 m ²	調理室	48.24 m ²	こどものへや	65.25 m ²	<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>会議室</td><td>51.81 m²</td></tr><tr><td>調理室</td><td>48.24 m²</td></tr><tr><td>こどものへや</td><td>65.25 m²</td></tr></tbody></table>	施設名	面積	会議室	51.81 m ²	調理室	48.24 m ²	こどものへや	65.25 m ²
施設名	面積																		
会議室	44.07 m ²																		
企画室	25.46 m ²																		
調理室	48.24 m ²																		
こどものへや	65.25 m ²																		
施設名	面積																		
会議室	51.81 m ²																		
調理室	48.24 m ²																		
こどものへや	65.25 m ²																		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（市民文化部男女共同参画課）